　○○自主防災会規約

　（名称）

第１条　この会は、○○自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

　（目的）

第２条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

　（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及に関すること。

（２）地震等に対する災害予防に関すること。

（３）地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出擁護、避難誘導等応急対策に関すること。

（４）防災訓練の実施に関すること。

（５）防災資機材等の備蓄に関すること。

（６）その他本組織の目的を達成するために必要な事項

　（役員）

第４条　本会に次の役員を置く。

（１）会　長　〇人

（２）副会長　〇人

（３）班　長　〇人

２　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

　（役員の任務）

第５条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を行う。

３　班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。

　（会議）

第６条　本会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

２　定例総会は、○○自治会の定例総会に合わせて開催する。

３　臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めた時、招集する。

４　会長は会議の長となり、議事を進行する。

５　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（防災計画）

第７条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

（１）地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２）防災組織の普及に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。

　（会　計）

第８条　本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

２　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

　（会計監査）

第９条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

　　付　則

　この規約は、令和　　年　　月　　日から実施する。